

# 平成28年度第19回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 平成29年3月8日（水） 13：17～17：17
- 2 場 所 3号館8階教育委員会室
- 3 出席者 <教育委員会>  
雪村教育長 山本委員 梶木委員 伊東委員 今井委員  
<事務局>  
林教育次長 岡田スポーツ担当局長 稜野総務部長  
川田指導部長 日下社会教育部長 後藤教育施策推進担当部長
- 4 欠席者 福田委員
- 5 傍聴者 1名
- 6 会議内容

（雪村教育長）

ただいまより教育委員会会議を始めます。

本日は議案9件、協議事項1件、及び報告事項9件です。そのうち、教第82号議案及び報告事項4については神戸市教育委員会会議規則第10条第1項第2号により職員の人事に関する事。教第80号議案については同項第3号により長の作成する議会の議案に関する事。教第81号議案については同項第4号により社会教育委員、公民館運営審議会委員及び法律または条例に基づいて設置する附属機関の委員の委嘱及び解職並びに任命に関する事。報告事項3及び報告事項5については、同項第5号により訴訟または不服申し立てに関する事。協議事項12、報告事項2及び報告事項7については、同項第6号により会議を公開することにより教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれがある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして非公開としたいと思いますが、御賛同いただけますか。

（5名の賛成により非公開案件を決定）

（雪村教育長）

ありがとうございます。

それでは、報告事項9、神戸市立工業高等専門学校における「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」の策定並びに公表について、工業高等専門学校より説明をお願いします。

**報告事項9** 神戸市立工業高等専門学校における「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する

## る方針」の策定及び公表について

(若林工業高等専門学校副校長)

神戸市立工業高等専門学校における「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」の策定及び公表について説明します。

資料1ページをごらんください。学校教育法施行規則の一部を改正する省令が出て、平成29年4月1日から3つの方針について公表することを求められています。

まず1つ目、卒業の認定に関する方針——ディプロマ・ポリシーです。ページめくっていただいて、2ページ、資料1をごらんください。本科と専攻科の2つあり、前半が本科課程（準学士課程）についてのもの、後半が専攻科についてのものです。

神戸高専では、従来からそこに挙げている学習教育目標、(A)工学に関する基礎知識を身につける。(B)コミュニケーションの基礎的能力を身につける。(C)複合的な視点で問題を解決する基礎的能力や実践力を身につける。(D)地球的視点と技術者倫理を身につけるという4つの項目で、各科目がどこに寄与するかということを決めています。これをもとに卒業の認定に関する方針をまとめました。5学科ありますけれども、(B)、(C)、(D)は共通です。(A)は4つに分かれていて、4つある各学科の専門分野の学習教育目標となっている(A4)のところだけが異なっています。それがその後半部分、学科ごとに変えていく部分です。

3ページからは、専攻科課程のもので、よく似ていますが、多少文言が違ってきます。

続いて、5ページ、資料2として挙げているものが、カリキュラム・ポリシーです。これも同じように、前半が本科課程（準学士課程）のもので、後半6ページ以降に専攻科のものがあります。

先ほど説明したディプロマ・ポリシーを踏まえて、学習教育目標に沿って教育課程を以下のように編成しています。従来から高専のカリキュラムというのは、くさび形で、低学年は一般科目が多く、学年が進むにつれて専門科目が多くなる特徴があります。一般科目については、そこに挙げている3点を基本的な考え方として授業科目を編成しています。

専門科目については学科ごとに異なりますが、機械工学科、電気工学科、電子工学科、応用化学科、都市工学科、それぞれについて数行で教育課程の編成方針をまとめています。

専攻科については、その後ろにあります。

最後に、8ページからの資料3をごらんください。入学者の受け入れに関する方針です。これは既に平成29年度入学生の募集要項にも記載しているものです。前文があり、求める学生像、教育方針、入学者選抜の基本方針という形で、本科入試と第4学年の編入試験、それから専攻科入試について、まとめているものです。

11ページからは参考資料として、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令について」という通知文をつけています。

説明は以上です。

(雪村教育長)

この件について、いかがでしょうか。

(梶木委員)

これは既に提出されている分ですか。

(若林工業高等専門学校副校長)

この3つの方針という形では、まだ出していません。内容としては、従来から学習教育目標などは公にしているものですから、今回ゼロからこの文章をつくり上げたというわけではなく、既にできているものをまとめ上げたということです。

(梶木委員)

私はわかる分野とわからない分野がありますけれども、ディプロマ・ポリシーの都市工学のところで「設計に関する基礎知識を身につけ、活用できる。」とありますが、何の設計なのかがわからないですね。もう少し説明がつかなかったのかなと思います。

ほかのもそうかもわからないですけれども、何の設計かなと思いました。建物なのか、都市なのか、造園などの生活環境なのか。

(岸田工業高等専門学校事務室長)

ここに書いている内容は少し省略をしているところもあります。詳しいものを用意して、「測量に関する理論を理解し、測量技術を身につける」とか、「設計・製図に関する理論を理解し、図面作成技術を身につける」、「情報処理、CADに関する理論を理解し、設計に活用できる」ということがこの中身の説明になっています。

(梶木委員)

ほかの学科に比べると、何かここに一言足りないのかなと思った次第です。

(岸田工業高等専門学校事務室長)

全体をあらわす表現として、少し不足しているのかもしれないですね。

(梶木委員)

中にいたらわかるかもしれないですけれども、外にいる方にわかるようにするのがこの方針だと思います。ぱっと一番上を見たときに、環境に関する基礎知識という物すごく広いので、では都市工学を卒業するときに、どういう環境の基礎知識が身につけていて、

活用できるようになっているというふうに卒業を認定するのかというのが、少し見えにくいという感想です。非常に広い分野を扱っておられるのはわかりますけれども、私は自分の大学でこういうことをやっている中で、これだけを見てわかるように書くことを求められているので、そう思いました。

(若林工業高等専門学校副校長)

これはタイトルの一文で、この説明が2、3行ありますけれども、これを出したときにこの「設計」、「力学」、「施工」、「環境」という言葉だけでは少しわかりにくいということですね。

(梶木委員)

わかるでしょうか。

(雪村教育長)

設計に対して、例えば電子工学科などで表記した場合、何々分野に関するとか、機械工学科では機械工学的諸問題に対処する際にとか、全てついているでしょう。そういうふうに考えたときに、都市工学科は「設計に」、「力学に」、「施工に」、「環境に」と、いきなり始まっているのがわかりにくいという御指摘ですね。

(梶木委員)

機械も設計しますし、設計というのは本当に幅広いです。例えば「都市工学にかかわる設計」と言ったらわかりやすいのかどうかわからないですけれども、これだけだと少しわかりにくいと思いました。感想です。

(岸田工業高等専門学校事務室長)

4月に公表するものですので、御意見を踏まえて、また校内で検討していきたいと思えます。

(雪村教育長)

これは、どこかに届け出を要するものですか。

(岸田工業高等専門学校事務室長)

特に届け出るものではなく、「4月1日からホームページ等で公表しなさい」ということになっています。中身については、文科省から意見をいただいていますけれども、今のところ特に内容について指摘等はありません。

中身についてはよりよいものにしていくべきものですので、見直していくものだと思います。

っています。よりわかりやすい表現で、より伝わるものにしていく必要があると思っています。

(雪村教育長)

では一度検討してもらえますか。校内でも都市工学科の意見もあるでしょう。

(岸田工業高等専門学校事務室長)

そうですね。

(雪村教育長)

そのほか、質問などよろしいですか。

(山本委員)

質問ですけれども、資料3「入学者の受け入れに関する方針」の部分で、本科編入試験があります。これは毎年それなりの数があるものですか。どのような状況になっているのでしょうか。

(若林工業高等専門学校副校長)

高校卒業生を高専の第4学年に受け入れる仕組みです。現在は、工業高校だけでなく、普通科の高校も対象にしています。ただ、受け入れる数はやはり神戸市立科学技術高校を初め、工業系の学校が多いです。

(岸田工業高等専門学校事務室長)

平成28年度の合格者は6名です。

(若林工業高等専門学校副校長)

今、正確な数は覚えていないですけれども、来年度の4月から編入学予定の合格者も同じ程度だと思います。過去を見ると、6名、6名、3名、4名、4名ということで、大体5名前後をコンスタントに受け入れている状態です。

(山本委員)

本校への編入学実績のある高等学校というのは、先ほど言われた科学技術高校などですか。

(岸田工業高等専門学校事務室長)

そうですね、指定校になっています。

(若林工業高等専門学校副校長)

それから学科によって少し事情は違いますが、例えば機械工学科は県立兵庫工業高校も対象です。

(岸田工業高等専門学校事務室長)

科学技術高校は機械工学科と電気工学科で指定校になっています。

(山本委員)

ありがとうございました。

(今井委員)

感想ですけれども、8ページのアドミッション・ポリシー、「1 求める学生像」【本科】に「③数学や理科が得意なこと、英語が好きなこと」とありますが、「英語が好きなこと」という表現がどうもしっくりこないです。その下の【本科編入学生】③では「外国語学習に関心があること」となっていて、まだこちらのほうがしっくりくると思います。得意ではなくても、やろうという意欲があればいいという気持ちをここにあらわしていらっしゃるのかなと思いますけれども、「英語が好きなこと」という表現は少しどうかなと思います。何か「英語学習に意欲があること」とか、「関心があること」のほうがいいのではないかと思います。

(若林工業高等専門学校副校長)

アドミッション・ポリシーに関しては前から定めていました。この「求める学生像」というものだけを外に出して、これをもってアドミッション・ポリシーと言っていた時代があります。前に機関別認証評価を受けたときに、「(アドミッション・ポリシーというのは)求める学生像だけではないですよ」という指摘もあって整えたものが今の状態です。

ですから、御指摘いただいた【本科】③の文言は結構昔からこれですが、改めて言われると、確かに少し違和感があります。「好きなこと」よりも「意欲があること」というような文言のほうがいいのではないかという御指摘ですね。

(雪村教育長)

少し時代に合わせて変えてみますか。

(岸田工業高等専門学校事務室長)

本科編入学生も「外国語学習に関心があること」となっていますので、「英語に意欲がある」とか、「英語に関心がある」という形で、このあたりは見直していけばいいかと思

っています。また検討させていただきたいと思います。

(雪村教育長)

アドミッション・ポリシーも4月1日公表のセットの分ではないですか。

(岸田工業高等専門学校事務室長)

そうです。この3つのポリシーを4月1日に策定して公表することになっています。

(雪村教育長)

先ほどのものと合わせて検討してもらえますか。

(岸田工業高等専門学校事務室長)

わかりました。

(雪村教育長)

そのほか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

続いて、教第78号議案、神戸市教育委員会事務局組織規則及び教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則の件について、お願いします。

### **教第78号議案** 神戸市教育委員会事務局組織規則及び教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則の件

(豊永総務課長)

今回は、資料1ページの真ん中より少し上にある、神戸市教育委員会事務局組織規則の一部改正、4ページの下から4行目にある教育機関の組織に関する規則の一部改正、6ページの上のほうにある職員職名規則の一部改正、真ん中より少し下、教育振興基本計画点検・評価委員会規則の一部改正、最後に、神戸市いじめ問題審議委員会規則の改正、これらをそれぞれ改正するものです。

理由は、教育委員会事務局及び教育機関の職制を改正するに当たり、規則を改正する必要があるためということで、2月7日の教育委員会会議において組織の改正について報告した内容に基づいた規則の改正です。

資料7ページの新旧対照表で説明します。左が現行、右が改正案です。

まず、組織規則の改正です。左側の総務課に学事計画係とありますが、これは改正後、学校経営支援課という新設される課に移ります。左側に学校計画課、学校整備課がありますが、これは廃止されて、右側の学校環境整備課が新設されます。それぞれの課の係は学校環境整備課にいりますが、学校整備課の運営係は学校経営支援課にいくという改正になります。

指導部が学校教育部に名称変更されて、指導課と人権教育課が統合され学校教育課になります。指導課の各係のうち初等教育係、中等教育係は総合教育センターにいります。これは、教育委員会事務局の組織規則の中には出てきませんので、後ほど説明します。指導係、生徒指導係はそれぞれ名称変更されて、学校教育課の中にあります。

第2条については、過去からの文言整理として、この際、整理をさせていただくというものです。文言整理が8ページの真ん中少し上まで続いて、第8条第3項のあたりから文言整理以外のところが始まります。「3 総務課調整係は」の後、「(4) 法第26条に規定する」とあるところです。点検・評価について、企画調査係及び指導課とありますが、点検・評価の事務については総務課に全部移りますので、指導課という文言を削ります。これも、職制改正に伴うものです。

第4項第10号「教育の情報化に関すること」というものは学校経営支援課にいります。一方、右側に(10) (11)とある2つの項目については、指導課から総務課に移管される事務になります。

第5項にある学事計画係については、学校経営支援課に移管されます。

第10条、学校計画課計画係とありますが、以下、学校環境整備課へ移管されますので、ここは削除になります。

9ページ右側、第10条ということで、「学校経営支援課運営係は」ということで学校整備課から移管される係の事務分掌を定めているものです。第2項の学事計画係も同様です。

第11条は、学校整備課が学校環境整備課にかわるという組織改正、左側の運営係は先ほど言いました学校経営支援課に移管されるため、削除となっています。

真ん中より少し下右側は、学校環境整備課で、これは学校計画課から移管される事務を記載しています。

第12条左側は、指導課指導係ですが、名称変更で事務係になります。その指導係の事務の中で(2)と(6)については、先ほど説明したとおり総務課へいくことになります。

「(3) 学校教員の指導力向上に関すること」は総合教育センターにいります。

第2項の初等教育係の事務のうち、(2)と(4)については総合教育センターに移ります。

10ページ右側上のほう、学校教育課学校指導係は新しくできる係で、初等教育係、中等教育係、生徒指導係、人権教育課から事務が、それぞれ移管されるものになります。一方で、左側では中等教育係、生徒指導係の事務分掌が廃止されるということになります。

第13条のところ、特別支援教育課の事務分掌については文言整理になります。



第15条、人権教育課については、学校教育課に統合されるということで、事務分掌を削除しています。

以下、事務的な文言整理をしています。

11ページ真ん中あたりから、教育機関の組織に関する規則です。ここにK E Cが出てきます。

第2条、第3条については、今回の職制改正に伴うものとなっています。

12ページですが、新たにK E Cの事務分掌として、旧指導課から移管されるものを含めて、ここで新たに規定しています。

続いて、13ページは教育委員会職員職名規則です。こちらは、市長部局の書き方に合わせて表記を表形式にしたものです。

最後に、14ページは教育振興基本計画点検・評価委員会規則と、いじめ問題審議委員会規則ですが、それぞれ組織改正に伴って、所管課が変わったため規則改正を行うものです。

説明は以上です。審議をお願いします。

(雪村教育長)

大規模な組織改正になりますが、いかがでしょうか。

(山本委員)

3月から4月にかけてというと、現場でも管理職が変わったり、新しい教頭先生が入られたり、それぞれの学校が変わる時期です。ふだんどおりでも、どこへの連絡をしたらいいのか、どこへ聞けばいいのかとなる時期に、大きな改編があるということですから、権限移譲も含めたら、4月当初に現場が混乱しない形で広報、周知、それぞれの問い合わせ体制等をとっていただけたらと思います。それでなくても4月のいろいろと大変な時期ですので、そのあたりの対策を考えておいていただけたらと思います。

(豊永総務課長)

もう少しわかりやすい資料で、校園長会で説明しようと思っています。

(梶木委員)

働いている場所も変わりますよね。場所も変わったりすると、異動してこられた方が全く前の方を知らないということになったりすることがあると思います。今おっしゃったように、「そういう人はいません」と言ってガチャンと切るのではなくて、問い合わせに対して事務局も丁寧に「こちらに異動しました」など、知らないと言うだけではなくて電話を回していただくなど、親切な対応をお願いします。

(山本委員)

具体的な方法は考えていただければいいと思いますけれども、どこへ聞けばいいのかさえわからない状況だと思います。「わからなかったらここへ聞けばいい」といったところが一カ所あって、例えばそこから振っていただけるなど、混乱なくスムーズにいくアイデアを出していただけたら、大変ありがたいと思います。

(豊永総務課長)

学校園に向けたわかりやすい文書は総務係で作りますので、問い合わせ先については総務係になると思います。その辺も周知していきます。

(川田指導部長)

臨時で3月16日に、校園長先生方に集まっていたいて、この話もさせていただこうと思っています。山本委員が言われたような4月に入ってからすぐの「こんなときにどこに電話したらいいのか」ということに対応できる説明会をする予定にしています。

(山本委員)

よろしくをお願いします。

(雪村教育長)

4月1日に異動で、新しく校長や教頭になられる方がいますので、引き継ぐのか、再度4月に説明するのかなど、そのあたり、委員の皆さんから指摘があったように、学校現場にわかりやすい広報を、場所も問い合わせ先も含めてお願いします。

もちろん学校現場もそうだけれども、市民、保護者向けには、ホームページを変えるのでしょうけれども、4月1日を過ぎても古いものが載っていることのないように遅滞なく変更してください。

そうしたら、規則改正について承認いただけますか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

続いて、教第79号議案、教育委員会職員の人事評価に関する要綱等の制定の件について、お願いします。

**教第79号議案** 教育委員会職員の人事評価に関する要綱等の制定の件

(豊永総務課長)

教第79号議案、人事評価に関する要綱等の制定の件です。1月17日の教育委員会会議で、人事評価について報告しましたが、今年度は、これまで市長部局の要綱に準じて実施していました。今回、改めて教育委員会で要綱を定めるということで、施行は平成28年4月1日からの適用としたいと思っています。

具体的には1ページをごらんください。「第2条 教育委員会職員の人事評価については、教育委員会が特に定めるもののほか、次の各号に掲げる要綱及び要領の規定を準用する。」ということで、第1号から第5号に市長部局での人事評価に関する要綱、要領を記載しています。

第3条（苦情）というところで、「人事評価の実施及び結果に関する苦情の対応については、別に定める」と定めております。

2ページには、市長部局要綱の読みかえ部分、例えば「神戸市職員」というところについては「教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の職員」と読みかえるということをここで4カ所規定しています。

3ページについては、教育委員会で定める職員の人事評価に関する相談等に関する要綱ということで、第2条で相談窓口として総務課と教職員課を、第3条では対象者を定めています。第4条では対象とする相談等として、人事評価の結果、手続き、制度、そのほかの人事評価に関することということ、第5条では相談等への対応として苦情相談と苦情処理があること、第6条は苦情相談の手続に関することを定めています。

4ページです。第7条は苦情処理の対象を定めています。第8条は対応内容の通知、第9条は申し出の取り下げ、第10条以下、秘密の漏えいの禁止や、不利益取り扱いの禁止、委任等を定めているものです。

具体的な人事評価のあり方等については、1月17日教育委員会会議で報告したものです。説明は以上です。よろしく申し上げます。

（雪村教育長）

人事評価の要綱について、いかがでしょうか。

（今井委員）

要綱も要領もそうですけれども、決定の日から施行して、平成28年4月1日にさかのぼって適用ということですか。

何か少し違和感があります。特に、苦情に関する相談対応の要綱についても、さかのぼって適用するというのが、どうもしっくりこないのですけれども。

（豊永総務課長）

これから今年度の評価結果の開示を行いますので、実態として相談があるのは今からになるかと思えます。さかのぼるとしてはありますが、実態的にこれで何か大きな支障が出る

ことはないと思っています。これまでも、通常の面談や評価をする上での相談は総務課と教職員課では受けていたことは受けていましたけれども、要綱としては今回、さかのぼるという形で定めさせたいと考えています。

(雪村教育長)

市長部局では既に要綱、要領ができていたのですか。

(豊永総務課長)

はい、できていました。それを準用して手続していました。

(雪村教育長)

そういう意味では、本来は去年3月31日までに、これができてないといけなかったということですか。

(豊永総務課長)

はい。

(雪村教育長)

それで決定の日はいつになりますか。

教育委員会会議で決定してもらって、決定は本日と思ったらいいですか。

(豊永総務課長)

はい。

(梶木委員)

丸一年戻る形ですね。

(雪村教育長)

ですから、今となっては、遅滞なく速やかに決定しなければいけないということですね。ことしの開示の予定は、この後ですね。

(豊永総務課長)

3月末を予定しています。

(山本委員)

権限移譲の話が落ちついてきて、ことし1月、この3学期に入ってから、小中学校の校

長会等で、この人事についてやや具体的な説明が出てきたという状況だと思います。

先日も、先行して人事評価を実施している高校の校長会との懇談会の中で、校長先生方から、一つは校長がする絶対評価と、学校の中でされる評価と、それから市全体を合わせたの相対評価、この辺でくい違った評価をどうやって開示するのかという問題があるという話がありました。それから開示する時期が後ろにずれこんだときに、学校運営をしていく意味で、「さあ、来年の体制をつくろう」という時期なので、もう少し何とかならないかという改善の要望のような話もあったと思います。

このあたりを含めて、今までになかった評価の形です。しかも流れとしては市の職員にされていた人事評価の形を学校現場に置き換えるということですから、現場の特質や特性など、いろいろなものを見たときに、ピタッとはまる部分はそれでいいだろうと思います。逆に、どうしても合わなかったり、評価することが現場で働いている人のプラスにならない形であらわれることもないかもわからないし、少し出るかもわからない。来年から始めて、都度、改善点も含めて検証しながら、よりよい形に落ちついていただけたらと思います。

校長会から少し聞いていると、多忙化のこととこの評価のことをどうクリアしていくのか、それから空き時間のない教師はどうやって年3回の面談の時間を見つけていくのかという話があります。具体的に考えると、少し問題も出てくると思いますので、その辺の実態も調べながら、現場に合うものにしていただけたら大変ありがたいと思います。人事評価を行うことについては法律で決まっているので、この方向だと思いますけれども、やはり中身がプラスになる形で今後の改善点も含めて、検証、改良をお願いしたいと思います。

(豊永総務課長)

わかりました。

(雪村教育長)

そうしたら、今後、検証していくという形でよろしくお願いします。

教第79号議案について、御承認いただけますか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

続いて、教第85号議案、事務局等職員の人事に関し教育長に代理させる件について、お願いします。

## **教第85号議案** 事務局等職員の人事に関し教育長に代理させる件

(豊永総務課長)

教育長に代理させる件ということで、毎年度、この時期に上げている議案です。理由として、教育委員会事務局等職員の人事については、他の任命権者の人事と深くかかわり、その決定時期が発令予定日の直前となる可能性が高く、教育委員会会議に付議するいとまがないためということで、今年度についても、3月末が市長部局での内示の予定となっていますので、あらかじめ臨時代理を認めていただくということをお願いします。

参考として、後ろに規則の根拠条文を挙げています。よろしくをお願いします。

(雪村教育長)

この件について、よろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

それでは、報告事項1の平成29年第1回定例会の報告についてお願いします。

## **報告事項1** 平成29年第1回定例会（2月議会）の報告

(豊永総務課長)

2月21日に文教子ども委員会が開催されました。

(1) 予算第36号議案一般会計補正予算に関連する質問の中で、新社会党小林委員から「HAT神戸地域における特別支援学校について」ということで、新しくできる学校は分校なのか、新設校なのか、教員の配置の数はどうなのかという質問がありました。

(2) その他所管事項ということで、フリースクールについて、民進こうべ川原田委員から質問がありました。より一層の連携をとという趣旨での質問でした。また、学校司書についても質問がありました。学校司書の配置の効果はどうかという質問です。

それから、日本維新の会の外海委員から、トライやる・ウィークにかかる交通費について、現在の調査の状況はどうかという質問がありました。

最後に、新社会党小林委員から、垂水区の中学校における事案についてということで、第三者委員会の進みぐあいについて質問がありました。

報告は以上です。

(雪村教育長)

この件について御質問とかよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

続いて、教第83号議案、「平成29年度指導の重点」作成及び配布の件について、指導課より説明をお願いします。

### **教第83号議案** 「平成29年度指導の重点」作成及び配布の件

(大谷指導課長)

「平成29年度指導の重点」作成及び配布の件について説明します。

お配りしている冊子「指導の重点」は神戸市の教育全体を俯瞰するものとして、教育委員会が毎年作成している冊子です。本冊子は、神戸市教育振興基本計画、神戸市教育大綱を踏まえながら、学校教育における指導の概要を重点的に記しています。

この冊子については、資料2枚目「3」のような予定で配付します。

資料でA3のダイジェスト版をつけています。これについては、データで配信します。冊子は配布しますが、学校ではデータでも見られるようにします。なお、このダイジェスト版には、それぞれのポイントに本冊子のページ数を載せていますので、それを見ながらこの冊子に戻ることでもできるという工夫をしています。

資料3枚目に、作成基本方針と主な改訂ポイントをまとめていますが、具体的に冊子を使って説明します。

冊子4ページ、5ページをごらんください。平成29年度の学校教育に関係する主な施策について記載しています。4ページ真ん中から学習支援ツールについて個別配信の導入、4ページから5ページにかけてスクールソーシャルワーカー、5ページ真ん中にはALTの配置拡充、5ページの下から幼児教育でインクルーシブ教育推進相談員の増員などを記載しています。

6ページ上から3つ目の丸です。特別支援教育では、就労支援のところで、就職支援コーディネーターを新たに配置するということを記載しています。

7ページからは、確かな学力の育成について取り上げています。

9ページ、「4」は今まで「アクティブ・ラーニング」と言われていたのが、この2月に公表された学習指導要領の改訂案に合わせて、「主体的・対話的で深い学び」と変更した題を掲げています。

続いて10ページ、11ページをごらんください。ここでは「授業の進め方スタンダード」として、学力の高い地域等を参考にして、よく行っている手法等について広めていく形に

なっています。

12ページ以降、31ページまでは、特色ある神戸の教育である国際教育、防災教育などについて記載しています。

35ページ「3」は、2月に公表された案を反映した形になっています。67ページですが、高校についても同じように新しい案に基づいて変更しています。

40ページ、41ページをごらんください。ここは例を挙げてお話しします。国語科についての説明です。40ページ真ん中を見ると「授業づくりのポイント」というコーナーがあります。この課題の中で、二重丸がついているものは全国の学力調査、あるいは神戸市の学力調査等の結果をもとに課題と言われているところを挙げています。それに対して、指導をどういうふうに工夫したらいいのかということが、その右側<指導のポイント>という形になっています。

このように、小中学校を見開きで構成することによって、小中の円滑な指導のつながりを図れるようにしています。これ以下の算数、数学、理科、社会、英語においても、同様の表記となっています。

56、57ページをごらんください。道徳についても同じような見開きになっていますが、特別な教科、道徳が小学校では平成30年、中学校では平成31年から始まります。従って、次期学習指導要領の一部を先行実施する具体例として、<指導のポイント>があります。そこに、「学校としての重点目標を明確にすること」、「学校、家庭、地域の連携を図ること」など共通のポイントを示しています。さらに、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習を進めていくことを記載しています。

教育大綱については、94ページに掲載しております。

以上、簡単ですが、平成29年度「指導の重点」の作成についての説明でした。よろしくお願ひします。

(雪村教育長)

この件について質問や意見はありますか。

確認ですけれども、6ページ「就労支援の推進」の部分、コーディネーターの名称は「就労支援」ではなくて「就職支援」コーディネーターでしたか。

(大谷指導課長)

「就職支援」です。就職に特化したもので、作業所ではなく、企業とのかかわりといったことになります。

(今井委員)

4月当初に配布されるということですのでけれども、そのころには各学校園では平成29年度の計画はある程度かたまっているような気がします。これを配付されてから、一番忙



しい時期に、その年度のことをここからまた決めるという感じですか。

(大谷指導課長)

あくまでこれを参考にして、こういうことを加味しながら、計画されたことを進めていっていただくというものです。「これをもとに計画しなさい」ということではありません。こういうことに重点をおきながら、(あらかじめ)計画されたことを進めていただきたいという内容です。中学校では、教科ごとの集まりがありますので、そこでこの冊子を持っていき、「教科指導ではこういうところに注意してください」、「こういうポイントがあります」といった説明を別途行う形にしています。

(雪村教育長)

山本委員、これの学校現場での使われ方というのはどうですか。

(大谷指導課長)

いろいろ使っていただけるように工夫してきています。

(山本委員)

改めてじっくりと読んでいるからだと思えますけれども、見直したときに、年々、読みやすくなっていて、まとめて工夫されているということに非常に強く感じた印象です。ただ、「指導の重点」そのものは、ページ数で96ページになりますね。この中には、小学校も中学校も高校も全部一緒にされていて、これがわかれているということではないですね。

(大谷指導課長)

その分、ダイジェスト版で興味のあるところのページを見てくださいとしています。この冊子は全員にいきわたりません。データで配信していますので、時間があればそのページを合わせて見ていただきたいという工夫をしています。

(山本委員)

それぞれの校種で必要なところを読み取るノウハウみたいなものや、こうすればそこが抜き出せるというようなアイデアも合わせて発信していただけるといいと思います。やはり量が多いと、どうしても見なくなります。

この中でも、例えば、目当てを決めて振り返りをするといった「授業のスタンダード」あたりは、これを本当に全員が読んで、きちんと組織的に学んでいくことで、ある程度、授業の標準化ができると思います。この冊子を出す上で、やはり、こういうことをどれだけ徹底するか、できるかというところが一番大事なことになってくると思います。せっかく指導主事が工夫してつくっていただいたものですから、これをどう活用してもらおうかと

ということや、現場で調べようと思ったらどこかすぐにわかるような工夫も合わせて発信していただいて、うまく使われる形になるとありがたいと思います。

多忙化の中で、「量が多くて、どこを探したらいいかわからない」ということで、見ないままで終わるのが一番無駄なことだと思います。その辺の努力をいただけたら、大変ありがたいと思います。

(伊東委員)

資料として掲載されていますけれども、何年かの間は教育大綱をもう少し前に持ってきたらいいのではないかと思います。

(大谷指導課長)

わかりました。

(梶木委員)

7ページのカリキュラムマネジメントのところですけども、これは新しく加わった部分なのかなと思います。

(大谷指導課長)

新しい学習指導要領に関する議論の中で、「カリキュラムマネジメント」と「アクティブ・ラーニング」という言葉がずっとセットで出てきていました。これは管理職だけではなく、学校全体でどうつながっているのかを明確にしないとということで、高等学校が非常に得意な分野です。小中学校はこれが少し苦手なので、これからさらに研修を進めていかなければいけないと考えているところです。

(梶木委員)

小学校でどうやっているのかが、なかなか見えない感じです。結構、あらかじめ決まっている部分がありますね。指導については、順番に教科書でやっていくところで、それを「神戸の教育のさらなる充実に向けて」となると、「どうしたらいいのだろう」と学校の先生は悩んでいるかなと思いました。

(大谷指導課長)

文部科学省の説明では、まず、「どんな子供たちを育てたいかをきちんと具体的に出しなさい。」「各担任、各教科で、それにつながるためにどう指導しているのかをきちんと意識をなさい。」「きょう、今やっているのは子供たちが最後こうなるために私たち、僕たちはやっているのだという意識を持たせて、一つにまとまってやりなさい」というのがカリキュラムマネジメントの考え方です。特に中学校ではなかなか難しいですけれ

ども、余り事細かにやるのではなくて、例えば「今週の国語のこのポイントは、こういう子供たちになってほしい思いがある部分だ」という意識をもって、きちんと教科の中などで指導していきなさいということです。

(梶木委員)

わかりました。意識なのですね。

(大谷指導課長)

まず、意識ですね。いずれ「報告書を出せ」という形になるかもしれません。

(梶木委員)

専門的になってくると、どんどん「このカリキュラムはこれについて」となってきますけれども、小学校ではなかなか難しいのかなと思いました。意識と伺ってわかりました。

(大谷指導課長)

小学校の道徳では別葉の表があって、自分がきょう道徳教育のどの項目をやっているのか意識して、また一覧表をつくりなさい、努力しなさいとずっと言われています。そういう意識を学校全体で持ちましょうということになっています。

(梶木委員)

わかりました。

(雪村教育長)

そうしたら、御指摘のあったように、発信に当たっては、わかりやすい活用の仕方、利用の仕方を含めて発信をするという形でよろしいでしょうか。

教第83号議案について、承認ということよろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございました。

続いて、教第84号議案、神戸市指定文化財の指定に関する件について、文化財課よりお願いします。

**教第84号議案** 神戸市指定文化財の指定に関する件

(千種文化財課長)

それでは、教第84号議案の説明をします。

昨年8月9日の教育委員会会議において、文化財保護審議会へ諮問することについて議決いただいて、このたび、2月23日の文化財保護審議会でその答申が出されています。それについて説明します。

下の表にあるように4点あり、この4点を加えると市の指定文化財が230件になります。資料に沿って説明します。

資料1 ページの地図はそれぞれの保管場所等です。

3 ページをごらんください。須磨の禅昌寺にある木造十二面観音菩薩坐像です。室町時代に制作された像ということで、十一面ではなくて十二面と非常に特徴的な像になっています。4、5 ページに写真を載せています。本面の上に小さなお像が載っていて、本面と合わせると十二面となります。一部、つくりかえた痕跡等があるお像になりますが、ついている持ち物等は当時のままで、非常に保存状態のいい作品になっています。

6 ページはお顔の写真ばかりで、四方から集めていますが、ちょっと変わっているのは、一番前面のお顔の真上に一人斜めに立ったお像がありますが、その後ろに潰されるような形で、小さな顔のお面の像がいます。正面から見ると、これは見えないので、当初はここではなかっただろうと思われれます。後頭部の少し見にくいところには、埋め木で穴を埋めた跡がありますので、本来はこの後頭部にいたものが何らかの理由で押し込まれて前に持ってこられているような、つくりかえが行われています。解体はしませんでした。内部のX線を撮らせていただいたりしていろいろと調査しましたが、つくりかえた理由については結局わからないということでした。

非常に変わった像で、中国には一部、こういった十二面像が残されているようですが、日本では非常に貴重な作風ということですので。つくられた時期ももう少し古いのかなという説もありましたけれども、専門家の先生に見ていただいて、この当該時期であろうということですので。お堂の中に、体内に残された文字の札等もありましたので、そこから制作年代を決定しています。

続いて、7 ページは九条袈裟です。同じく禅昌寺に残されている月庵宗光所用の袈裟です。8 ページに写真を載せていますが、縦に9本の条を合わせてつくったということで、九条袈裟という名称になっています。

9 ページに写真をアップで載せていますが、上の紺色のところには龍の透かし彫りの顕文紗が織り込まれています。それから、黄色地のところは資料では少し見にくいですが、幸菱文といって、黄色の中に少し色が違うところがありますが、ひし形の文様がずっと連続して織り込まれている文様です。

この時期のもので染色品が残っているのは非常に少ないということで、顕文紗としてはもしかすると最古級ということですので、判定された先生方によると、「県指定(文化財)に持って上がってもおかしくないような残りかたのものだ」ということでした。今ま

で全く未登録ということで、今回、市の指定としてふさわしいだろうということです。少し裏地の中央部分の使用のためにほつれているところがありますが、そのほかは全体に非常に保存状態がよいということです。

続いて、10ページは、外国人居留地の計画図3点です。今回、3つ並べて、赤外線の調査などいろいろ比較しました。博物館にあるものは、褐色に色が変わっていますが、右下にハートのサインがそのまま確認されています。

同じく、下の2つの図書館所蔵の図面にもハートのサインがありますが、よく見ると、サインの下書きが鉛筆でされて、その上に墨でサインがされていますので、写したものと考えられます。本人が鉛筆で下書きしてサインすることは少し考えにくいですから、やはり下のものは本来あったものを写したものだろうと判断しています。細かいところでいろいろと文字の書き方であるとか、表現等々からも、写しだろうということです。

明治3年のものは図書館所蔵のものしかありませんが、明治5年のものは恐らくオリジナルのものが博物館所蔵のもので、その写しと思われるものが図書館所蔵のもので、それぞれ3年と5年で記載内容も少しずつ変わっています。居留地126区画が分割されて、順番に競売にかけられていったという痕跡が非常によくわかること、それから5年の博物館のものには、地図に鉛筆でいろいろ×や○が追記された表現もありますので、図面としてこれが使われていたということも今回の調査でわかりました。3つ合わせて、やはり居留地形成の資料として非常に重要な価値をもつという判断をいただいています。

12ページは、白水遺跡梵鐘鑄造遺構ということで、つり鐘をつくる鑄型、その台座になる部分、銅を溶かした溶解炉、そういったものと一緒に出土した土師器、瓦、これで時代がわかります。溶解炉からは時代はわかりませんが、出土した土師器等で時代がわかるということです。

今回、梵鐘鑄造遺構が出た場所は、13ページ上の写真で示していますが、すぐ北側の青い屋根の家のあたりに四角く、方形に、お寺の跡がここにあったのではないかと思われるような区画が残されているということが、区画整理の前の写真など図面から、今回見つけました。今は完全にないですし、全く文献には出ないですが、地名としては延命寺という地名が周囲にありますので、恐らく延命寺と呼ばれるお寺があって、この場所で鑄造する職人が回ってきて、そこでつり鐘をつくったのではないかと思います。つり鐘は既に残っていませんし、お寺の立地も推定で、そこは発掘調査はしていませんが、そのお寺の周りを掘ると、寺にしかないようなすずりなどが出てきますので、恐らくここが延命寺でその横で梵鐘をつくったということがわかる資料だという評価を受けています。

いずれの4点も市指定としてふさわしいという答申を受けています。

簡単ですが、説明は以上です。

(雪村教育長)

以上、4点の説明について、いかがですか。

(梶木委員)

2番目のものは非常に貴重な袈裟がけだということですが、素材は何でしょうか。

(千種文化財課長)

絹です。

(梶木委員)

絹ですか。これだけ状態がよく残っていましたね。

(千種文化財課長)

そうですね。お寺で大事に箱におさめられていたようです。お寺は何度も火災などにあっておられるようですが、このお像も袈裟も、非常に大事に守られています。

(梶木委員)

最初の写真のお像は左手に何か持っていますね。5ページ右下の写真では持っているものの中から出ていたものがないですが、どうなっているのでしょうか。

(千種文化財課長)

外すことができる銅製品の蓮の花がこのつぼの中に差し込む状態でありましたので、外せるものは外させていただいて撮影しています。

(梶木委員)

そういうことですね。わかりました。

(千種文化財課長)

これも恐らくオリジナルで、当時のものだと考えられています。

(梶木委員)

4ページの写真で手の横にひらひらひらと何か手みたいなものがありますね。これは何ですか。

(千種文化財課長)

衣の表現です。

(梶木委員)

手が何本もあるのではないですね。

(千種文化財課長)

はい。

(雪村教育長)

この件について、よろしいですか。

文化財の指定について承認いただけますでしょうか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

続いて、教第86号議案、神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則及び神戸市立特別支援学校学則の一部を改正する規則の件について、お願いします。

### **教第86号議案** 神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則及び神戸市立特別支援学校学則の一部を改正する規則の件

(村瀬支援学校建設担当課長)

教第86号議案について説明します。

4月1日付でいぶき明生支援学校を設置するに当たって、平成28年12月議会で可決された学校設置条例の改正を踏まえて、必要な規則改正を行おうとするものです。改正の文言は1、2ページにありますが、新旧対照表により説明します。

3ページをごらんください。神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正です。第13条の2として、いぶき明生支援学校に准校長を置く規定を追加するものです。いぶき明生支援学校は、知的障害の青陽西養護学校と、肢体不自由の垂水養護学校の機能を一つの学校として開校するものであり、児童生徒数、教職員数とも、2つの学校を合わせた規模となります。このような規模の学校同士の機能移転はこれまで例がないことから、校長級である准校長を配置し、教育活動の充実を図っていきたいと考えています。その分担については、校長が小中学部を、准校長が高等部を所管する予定です。なお、准校長については、別途、教育委員会事務局等専決規程において専決事項を定めることとしており、校長とほぼ同じ権限を有するものと規定します。

4ページをごらんください。神戸市立特別支援学校学則の一部改正です。別表において各学校の対象者等を定めていますが、廃止となる垂水養護学校及び青陽西養護学校に係る項を削除し、新たに設置するいぶき明生支援学校を追加します。いずれの規則も、平成29

年4月1日より改正したいと考えています。

説明は以上です。審議をお願いします。

(雪村教育長)

規則改正について、いかがでしょうか。

(今井委員)

准校長と副校長と、何か違うのですか。副校長は（義務教育学校港島学園に）既にいらっしやると思います。

(村瀬支援学校建設担当課長)

このたび議案として提出している准校長については、大阪の大規模の特別支援学校で、既に准校長として校長級2名を配置して、同じように小中学部と高等部という分担で学校運営しているところがありました。他都市の調査をして、勉強していく中で、大阪の制度をベースに神戸市の制度として活用していきたいということで、特別支援学校の他都市の例を参考にしました。

(伊東委員)

制度として、2人校長ということにはできないですか。

(村瀬支援学校建設担当課長)

実際に学校運営上、校長が2名いて、どちらも校長という呼称になると、対外的にも紛らわしいところもあります。対外的には校長は1人ということです。ただ、法令等で校長級2名を置いてはいけないということではありませんので、校長級として2名配置をお願いしたいと思っています。

(梶木委員)

卒業証書などは校長名になるのですか。

(城野特別支援教育課首席指導主事)

卒業証書は校長名で、校長が児童生徒に渡すという形になりますけれども、それ以外の、例えば、高等部の労務管理や教育課程の管理、そういったところは高等部の准校長がするような案で考えています。

(梶木委員)

第1条のところに准校長は「校長に事故があるときはその職務を代行し」とありますけ



れども、准校長に事故があったときは校長が代行するのですか。

(村瀬支援学校建設担当課長)

はい。

(梶木委員)

2人校長でやりにくくないですか。それとも、それがやりやすいですか。高等部は、ほとんど准校長がいろいろなことやっているのに、卒業証書は校長先生の名前になるとか、校長の挨拶になりますね。何かなじめない子が出てくる感じがします。

(城野特別支援教育課首席指導主事)

特別支援学校は小学部で基礎段階、中学部でそれをさらに質をよくして、高等部でさらに自立と社会参加を目指します。小中高の一環という部分であれば、統括的には校長が全てを行いますけれども、大阪では、高等部のところまで手が回っていないのが現状だったので、そういう形にしようと思っています。

(梶木委員)

確かに、この間（工事中の状況を現地）視察しましたけれども、非常に大きな学校で、校舎もすごく広くて、子供の数もふえるということでしょうけれども、少しわからないです。現場的にはどうですか。

(城野特別支援教育課首席指導主事)

（すべての職種を合わせた）教職員数が200人を超えますので、1人の校長でいろいろな管理をするのは限界ではないかと考えています。特に、高等部の准校長については、いぶき明生支援学校は知的の教育課程でコース制というのものとります。新しい地域に開校しますので、どんどん地域に准校長が足を運んで新しい実習先などの開拓の役目を担うのではないかと考えています。

(雪村教育長)

校長という形で、最終責任の所在がはっきりしているほうがいいということでしょうね。校長と准校長が合う組み合わせならいいけれども、合わない縦割りになってしまって、将来的にどうなるかという部分はありますね。

(村瀬支援学校建設担当課長)

おっしゃるとおりです。学校としては1校で開校するというので、これまで現場の教職員とも保護者の方とも話をしています。基本的には一つの学校でということですが、

一方で教職員数が余りにも多いことがあります。もう一つは危機管理の面から、現実的に特別支援学校の校長先生は、いろいろな会議や役割等で校外に出られて不在にすることも多いので、校外で業務をされる校長と、学校の中に残って危機管理を含めて対応する校長と、2人の校長級を配置させていただいて、連携をとっていきたいという思いです。

(後藤教育施策推進担当部長)

定数法上は「校長は1人」と決まっていますので、そこは動かさないです。

お話すべきか迷いがありますがけれども、これは港島学園と似ています。港島学園は総括副校長という名称ですけれども、権限の分配などはほとんど一緒です。小学部を総括副校長が見て、中学部を校長が見ています。

ただ、かなり柔軟にやっていて、例えば3月23日には6年生の修了式があります。あくまでも修了証書の名前は校長名ですので校長から渡しますけれども、式辞を述べるのは副校長というように、実態に合わせていますから、いぶき明生支援学校もやっていけるのではないかと思います。特に、規模が大きいですから、これを校長級1人でというのは、かなり無理があるという感じはします。

(梶木委員)

教頭先生は何人ですか。

(城野特別支援教育課首席指導主事)

2名、配置していただきます。

(川田指導部長)

児童生徒から見れば、2人の校長先生がいるイメージだと思います。小学校、中学校の先生が例えばA先生だったらA校長先生、高等部がB先生だったらB校長ということで、自分の校長先生はこの人というイメージになると思います。

(伊東委員)

広い学校なので、役割をわけるとのことですね。どうしても大学で准とつくイメージが准教授と重なる部分があります。

(梶木委員)

そういうイメージになってしまうので、少しどうなのかなと思いました。

(山本委員)

職員数や児童数のことを考えて、あの広い職員室を見て、これをどうさばっていくのだ

ろうと考えたときに、管理監督する目が多いほうがいいし、連絡・連携と役割分担がしっ  
かりしていれば、より効果は上がると思いました。

いぶき明生支援学校は教員が175名ですが、例えば、青陽須磨支援学校や友生支援学校  
も職員数は相当なものです。ここらについて、同じような条件の中で、このような考え  
方を今後される予定はないですか。

(城野特別支援教育課首席指導主事)

いぶき明生支援学校に関しては、青陽須磨支援学校や友生支援学校と開校時の成り立ち  
が少し違います。青陽須磨支援学校は知的部門の中に肢体部門が入り、友生支援学校は移  
転で肢体部門の中に知的部門をつくりましたが、今回のいぶき明生支援学校はいわゆる6  
学部（知的部門・肢体部門にそれぞれ小学部・中学部・高等部）が全部そのままそろって  
いる形での開校ですから、いぶき明生支援学校に准校長を置きたいと考えています。

(山本委員)

児童数、生徒数の面から言うと、いぶき明生支援学校が一番大きくなりますか。

(後藤教育施策推進担当部長)

青陽須磨支援学校は、300人を超えています。

(山本委員)

いろいろな考えの中で管理職を置くこともあると思いますし、学部のことや管理監督も  
含めたら、いろいろな条件が出てくると思います。今回はこれですけれども、この先、特  
別支援学校で児童数、生徒数がどんどんふえる可能性があるということは、教員数もふえ  
ることなので、子供たちにいい学校運営ができるような考え方でいってほしいと思  
います。また逆に言うと、准校長みたいなものをほかの学校にも適用できないかとい  
うことも含めて、今後の課題にはなるのかなと話を聞きながら思いました。

(雪村教育長)

いろいろと意見をいただいて議論がありましたけれども、規則改正についてよろしいで  
すか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

教第86号議案について承認という形で、ありがとうございます。

続いて、報告事項6、平成28年度神戸スクール・ミーティング（後期）の実施結果につ

いてお願いします。

## **報告事項 6** 平成28年度神戸スクール・ミーティング（後期）の実施結果

（岡田指導課指導主事）

報告事項 6、平成28年度神戸スクール・ミーティング（後期）の実施結果について説明します。

資料 1 ページをごらんください。後期は幼稚園 1 園、小学校 2 校、中学校 1 校、高等学校 1 校の、合計 5 校園で実施しました。なお、12月15日に予定していた工業高等専門学校のスクール・ミーティングは、都合により平成29年度 1 学期に延期させていただきます。

また、幼稚園のスクール・ミーティングでは教育長、学校計画課稲田担当課長の誕生日ということもあり、サプライズで園児からのプレゼントがありました。

意見交換会における主な意見や要望などを 2、3 ページにまとめています。いずれも学校評議員、地域、保護者と学校園の関係が良好であることがわかります。また、さまざまな質問にも参加された方々での確にお答えいただいたことと思います。

今年度現在、累計で91の学校園を訪問したことになります。なお、来年度の神戸スクール・ミーティングは、工業高専を含め、9 校園程度の実施を予定しています。また、午後からの訪問で、先生方にも意見交換会に参加いただくことや、学校給食共同調理場の訪問を兼ねての実施も考えています。また、落ちついた学校ばかりでなく、困難校への訪問も考えています。

以上で、平成28年度神戸スクール・ミーティング（後期）の実施結果について報告を終了します。

（雪村教育長）

後期のスクール・ミーティングについて、印象や意見、それから来年度に向けて意見はありますか。

来年度、どこに行くのかという予定はこれから計画しますか。

（岡田指導課指導主事）

学校園に対する募集を 4 月にして、同時にこちらからも声かけさせていただく予定になっています。

（雪村教育長）

高専だけが今年度の積み残しですね。

それでは、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

はい、ありがとうございます。

(岡田指導課指導主事)

ありがとうございました。

(雪村教育長)

続いて、報告事項 8、中学校給食についてお願いします。

## **報告事項 8** 中学校給食の件について

(馳川健康教育担当部長)

学校給食の実施状況について報告します。

資料 1 ページ、「1. 全82校での給食実施について」です。2月21日に全82校で実施となっています。喫食率は年度当初45%でしたけれども、その後、実施校数、分母がふえるに従って、徐々に喫食率が落ちていきました。3月は33%という状況です。

内訳にもあるように、3年生が卒業間近ということで一度弁当に戻ってしまったので、弁当を食べている状況があり、1年生については45%ですが、今の6年生、新1年生については、小学校から中学校の連続性ということで、全員喫食を基本に、小学校で案内しました。給食自動予約という申し込み方式を基本にしていますので、1年生についてはかなり高い喫食率でスタートできるかなと思っています。引き続き、そのように進めていきたいと思っています。

「2. 神戸市中学校給食等の提供に関する相互協定について」ですが、このたび事業者が4社になりましたので協定を結びました。もちろん「万が一」という事態にならないように衛生管理も含めて指導しますけれども、「万が一」に備えて、どこかの1社が提供できなくなった場合に、ほかの3社がバックアップをするという協定を2月27日付で締結しています。

ちなみに、4社合計の契約上の総数は2万7,500食です。結果的に今は喫食率が低いこともあり1万2,700食ですから、かなりの差があります。仮にどこかが提供できないということでも、ほかの社でバックアップできます。例えば最大シェアの万福は47校に提供していますけれども、新年度に入って喫食率が50%になって、さらにここが提供不能になっても、ほかの3社プラス同社の大阪の工場からのバックアップで、給食が停止することなく実施できるように進めていきたいと思っています。

「3. その他」です。2月27日の事業者連絡会で4社そろって意見交換し、今後に向け

を進めています。また、献立作成委員会は昨年も実施していますけれども、3月13日には保護者、学校現場の教員、事業者も入った献立作成委員会で、5月、6月以降の部分についてメニューの改善等、より子供たちにも喜んでもらえる工夫した献立を検討していきたいと考えています。今後も定期的な開催を予定しています。

3月23日には、第2回目の給食運営会議を開催します。これは有識者にも入っていただいています。全校実施になったので課題の整理、あるいは現在、長坂中学校1校で、御飯の量を多いもの、少ないものを用意する実験をやっていますので、そういった成果も踏まえて、次年度以降、選択制の導入の可否も含めて検討していきたいと思っています。

全校実施になりましたので、安全・安心で、おいしい、みんなに喜んでもらえる給食という形で進めていきたいと思っています。

報告は以上です。

(雪村教育長)

中学校給食の報告について、いかがでしょうか。

(梶木委員)

母数がふえたら喫食率が減ったということは、エリア的には万福の給食を食べているところが結構少ないのですか。万福のところは（事業開始は）最後でしたよね。万福が提供しているエリアは、（全市の）33.2%よりも低い喫食率ですか。

(馳川健康教育担当部長)

いえ、若干の差はありますけれども、ほぼ同じです。

(梶木委員)

地域的な、あるいは学校ごとの差は今も顕著にあるのですか。当初、結構ありましたね。

(馳川健康教育担当部長)

率直に言って学校ごとの差は顕著に出ています。もともと喫食率が高かった東灘区、西区の学校もそうですし、今回、再開したところでも80%ぐらい喫食率がいつている学校もあれば、残念ながら市街地で喫食率10%代というの学校もあります。学校間での格差が広がっています。

その部分については、今、原因分析もしていますし、学校とも話しています。今回は新1年生に小学校の段階でかなり言っています。少なくとも新年度に入ったときに、1年生が食べようと思っていたら、実は2年、3年はほとんど食べていないとか、担任の先生が食べていないとか、そういう形になるとせっかくいい形でスタートできるのに持続できないということになります。そういった中学校サイドでの環境などについても、どの学校で

も食べるということを基本にしたいと思っています。

(梶木委員)

1年生の生徒は、まずは全員申し込みになっていて、先生への対応は4月は全員申し込みになっていますか、なっていないですか。

(馳川健康教育担当部長)

方式とすれば、全員申し込みという形になっていないです。

(梶木委員)

なっていないですか。そこは、なかなか難しいですね。

(馳川健康教育担当部長)

教育長からも直接お話いただいて、「特にクラスの担任については、食べてください」ということになっています。教室で一緒に子供たちも食べますので、食べようということなんです。どうしても全員が毎日というのは、現実的に難しい場合もありますけれども、担任が食べることについては、可能な範囲でできるだけみんな食べようという形です。

申し込みの方式については、今回、子供たちの場合は食べることを前提にして、「食べない場合は月ごとにキャンセルしてください」という方式ですけれども、先生の場合はなかなかそういう方式が難しいですから、食べる場合に申し込むスタイルになっています。

(梶木委員)

このあいだ他都市できざみのりからノロが出た件がありましたね。この4社は衛生管理をきちんとしてくださっていると思いますけれども、食材の中でのそういうことはなかなか防ぎにくそうな事例であったと思います。そういうことが起こらないように気を付けてください。

(馳川健康教育担当部長)

きざみのりを出て、正直びっくりしましたけれども、東海屋は神戸市では使っていません。また、スポーツ教育協会で食材の納入業者の確認をしています。その辺の点検も改めてしていますし、少なくとも直接手作業しているところは1社もありません。今後ともしっかりしていきたいと思います。

少し報告案件とは違いますけれども、朝日新聞が全国の中学校給食をかなり調査されていて、昨日、1校取材したいということで、吉田中学校で受けています。吉田中学校は、校長が校長会の中で給食の検討委員会の委員長をやっているところです。全国的な中学校給食の現状を取り上げたいということで、弁当も持ってきていて、給食もあつ

て、混在している状態が少し珍しいということをお今朝言われました。きのう取材が入って、近々、記事に出ると聞いていますので、また出たら報告します。

(今井委員)

相互協定の関係ですけれども、一番たくさんやっている万福の工場で何か起きたときに、ほかの3社でフォローできる態勢はとれているのですか。

(馳川健康教育担当部長)

今回は、基本的な考え方を書面でかわしましたけれども、実際に配送をどうするかといった部分の詰めが残っています。47校というシェアは大きいですが、本当に47校全てだめなのは、そのときの状況によります。万福は別途、大阪本社と平野工場を持っていますので、「そこから駆けつけます」と言っています。どの程度できるのかによって、例えば垂水区を担当するグルメサービスが近隣の須磨区とか長田区を担当するかなど、口頭ではシミュレーションをしていますけれども、具体的に起こりそうな状況について個別に確認して準備していこうと思います。

(今井委員)

これは市長名でいいのですか。

(馳川健康教育担当部長)

契約関係は市長名ですから、市長名です。

(雪村教育長)

報告事項8について、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

引き続き、主要行事予定について総務課より説明をしてください。

## **その他の報告事項** 主要行事予定

(豊永総務課長)

2月27日以降の主要行事については、記載のとおりです。

「2. 今後の主要行事予定」ですが、3月9日から23日まで、各学校園で校種ごとに卒業式や卒園式が行われます。また、3月17日金曜日には青陽西養護学校の閉校式が行われ



ます。ちなみに、3月10日の中学校卒業式については、小部中学校に山本委員、兵庫中学校に伊東委員、港島学園に今井委員。特別支援学校は、14日の青陽東養護学校については梶木委員。17日の卒園式、玉津第二幼稚園に今井委員。青陽西養護学校の閉校式に山本委員、梶木委員。それから3月23日の小学校については、東灘小学校に今井委員、夢野の丘小学校に山本委員ということでお願いしています。

「3. 委員会会議日程」については、3月30日木曜日13時15分から定例会を開催したいと考えています。よろしく申し上げます。

(雪村教育長)

行事予定について、補足や確認はよろしいですか。

ありがとうございます。その他、教育委員の皆さんから教育委員会会議で取り上げるべき項目について、御意見はありませんか。

(伊東委員)

よろしいですか。組み体操について、去年は議論があったので検討委員会が行われたり研修会を行うといったことがありました。

また、世田谷かどこかでは、校長ではなくて教諭が訴えられるといったことがありました。

(梶木委員)

担任の先生が訴えられていましたね。

(伊東委員)

また校長が異動して、「校長が変わったから組体操をやります」とか、「前の習慣だったからやります」となると、また難しい状況が考えられます。機会があれば、運動会を開催するのは5月からだと思いますから春の予定などを含めて、今どんな感じなのかを教えてください。

もう一つは、教育委員会から送られてきた資料にサッカーのゴールで下敷きになって亡くなった子供の記事がありました。当然、もうやっておられるかと思いますが、特に古くからある学校の移動式設備の用具固定状況など、そういうものに不備がないように、よろしく申し上げます。

(雪村教育長)

学校整備課かスポーツ体育課が動いていましたね。

(林教育次長)

通知と調査をすぐに出しました。スポーツ体育課だったと思います。確認しておきます。

(伊東委員)

うちの子供が行っている小学校では、外に昔式のバスケットのリングが置いてあります。そこにぶら下がっているのをよく見ます。ハンドボールのゴールぐらいのサイズは、ちょっとしたことで倒れます。

(雪村教育長)

2点目の件は早急に対応策を教育委員に報告してください。

そのほか、何かありませんか。また、何かありましたら、後日でも結構ですので、事務局までお伝えいただきたいと思います。

それでは、ここで公開案件については全て終了しましたので、傍聴者の方は、恐れ入りますが退席をお願いします。

(傍聴者退席)

(雪村教育長)

それでは再開します。ここから非公開案件に入ります。

教第80号議案、平成28年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）に関する意見決定の件について、総務課よりお願いします。

### **教第80号議案** 平成28年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）に関する意見決定の件

(豊永総務課長)

資料4ページをごらんください。

年度内に執行見込みがないものについて繰越明許費として、翌年度に繰り越すものです。教育費の高等専門学校費、学校施設改修として、2億8,577万2,000円を繰り越します。

中身ですが、外壁屋根等の改修で2億1,800万円で、外壁調査に想定以上の騒音・振動を伴い、授業や学校行事に配慮しながら進めた結果、2カ月以上の期間を要したということで、全体の工程調整を行うものです。

空調設備更新は6,700万円で、屋上への設備の設置に際して、屋上の防水処理の老朽化が進んでおり、全面防水改修を実施するというので全体の工程調整を行うものになっています。

説明については、以上です。

(雪村教育長)

この件について、いかがでしょうか。  
承認いただいてよろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

はい、ありがとうございました。  
続いて、教第81号議案、神戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱の件について、スポーツ  
体育課よりお願いします。

### **教第81号議案** 神戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱の件

(生野スポーツ体育課市民スポーツ係長)

教第81号議案、神戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱の件について説明します。  
資料1ページをごらんください。

本議案は、神戸市スポーツ推進審議会委員として委嘱している入江智美氏が、平成29年  
2月28日をもって人事異動により神戸新聞社運動部長を退任されましたので、神戸市スポ  
ーツ推進審議会条例第4条の規定により、新たに入江氏の後任である陳友昱氏を委嘱しよ  
うとするものです。

今回の委嘱期間は、神戸市スポーツ推進審議会条例第5条2項の規定により、前任者の  
残任期間です。現在の第22期神戸市スポーツ推進審議会委員の任期が平成30年7月8日ま  
でですので、本議案について承認いただきましたら、平成29年3月8日から平成30年7月  
8日までの委嘱期間となります。

なお、参考資料として、2ページ目に第22期神戸市スポーツ推進審議会委員名簿、3ペ  
ージ目にスポーツ推進審議会関係法令の抜粋を添付しています。あわせてごらんいただ  
ければと思います。

審議をお願いします。

(雪村教育長)

いかがでしょうか。  
この件、御承認いただいてよろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

これで教育委員会会議は閉会をさせていただきます。

**閉会 : 午後 5 時 17 分**